甲州市：避難行動要支援者制度について概要版

①避難行動要支援者台帳の作成・提供の流れ

避難行動要支援者

自ら避難する事が困難な方
・要介護者　・障がい者
・高齢者　など



甲州市



1 名簿・台帳の作成

2 情報提供について同意確認

3 台帳登録申請書の提出

4 台帳情報提供

5

6

平常時
・日常の声掛け当の見守り
・防災訓練などに活用
・個別避難計画作成の協力※

災害時
・安否確認・救助活動等に活用
・避難誘導等に関する支援等

ハザードマップ情報や居宅介護支援事業所の意見を取り込む

避難支援関係者
- 自主防災会長（区長）
- 民生委員
- 消防署・警察署等



②個別避難計画を作成し、災害時の避難に備えましょう！（本人・地域記入の個別避難計画）

1 個別避難計画とは

災害時に避難行動要支援者（※）の方が避難できるよう「避難先」「避難経路」「避難の支援をしてくれる方（親戚・知人等）」等を記入する計画です。

※避難行動要支援者・・・以下の方が対象です。

〇要介護３～５　〇身体障碍者手帳１～２級の方　〇療養手帳Aを所持する知的障碍者
〇精神障碍者保健福祉手帳１・２級を所持する単身世帯者　〇難病患者
〇６５歳以上の一人暮らしで支援が必要な方　〇災害時要援護者登録者　〇その他本人の希望
（施設入所者等、必要な避難支援が得られる状況下にある方は対象外です）

2 作成方法

様式を入手
（市から郵送及び区へ） ▶ **本人・家族及び支援者が記入例を参考に作成**  ▶ **本人・家族が避難支援をお願いしたい人に依頼し、協力が得られた場合は、計画書を共有する**

【地域の方（自主防災会、民生委員等）】
本人・家族から依頼があった場合支援